

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について

東海部会提出
説明担当 静岡市

(理由)

地方公共団体では、高度成長期に整備した学校施設や公営住宅をはじめとする様々な公共建築物において老朽化が進み、長寿命化等の対策の必要性が高まっている。また、道路、河川管理施設、上下水道などのインフラ施設についても、適切な維持管理や更新を行わなければ、重大事故につながるおそれがあり、私たちの生活や社会経済に多大な影響を及ぼすこととなる。

一方、社会は人口減少時代に突入し、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が同時進行する状況が続き、税収の大幅な増加が見込めない中で、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、各地方公共団体においては、「公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する公共施設の適正管理を進めているところである。しかしながら、適正管理の推進のためには、地域住民や施設利用者に対する丁寧な説明と慎重な対応にかかる期間とともに、継続的かつ多大な費用を要することが懸念されている。

適正管理の実効性を高め、安心・安全な公共施設を次世代に継承していくためには、長期にわたり安定的な財源が必要であることから、現在、2021年度までの時限措置で起債が認められている「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象期間を延長するよう強く要望する。